

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	産業建設常任委員会		会議場所 全員協議会室
			担当職員 佐藤
日 時	令和3年9月22日(水曜日)	開 議	午後 1 時 45 分
		閉 議	午後 4 時 00 分
出席委員	◎赤坂、○奥野、田中、小川、藤本、木曾、菱田		
出席理事者	【産業観光部】由良部長 [商工観光課]三宅課長、元古副課長、橋本主幹、松浦観光振興係長 【まちづくり推進部】関部長、伊豆田事業担当部長 [都市計画課]関口課長、山下計画係長、葛井主任		
出席事務局	山内事務局長、佐藤主任		
傍聴者	市民0名	報道関係者1名	議員2名(並河、松山)

会 議 の 概 要

1 3 : 4 5

1 開議 (赤坂委員長あいさつ)

[事務局主任より日程説明]

2 行政報告

[まちづくり推進部入室]

[まちづくり推進部長あいさつ]

(1) 亀岡市都市計画マスタープランの改定について (まちづくり推進部)

[都市計画課長 資料に基づき説明]

1 4 : 2 7

[質疑]

<木曾委員>

土地利用について、重複する部分があるが調整はできているのか。

<都市計画課長>

60ページにまとめて掲載している。基本的には策定委員会や策定幹事会で極力重複しないように調整している。

<木曾委員>

土地利用には防災マップが大きく関わってくると思うが、例えば、防災マップで土砂災害や浸水等で利用できない土地の説明はつくのか。

<都市計画課長>

亀岡市都市計画マスタープランでは、そこまでうたっていない。個別の計画について

ては、そちらをご覧いただきたいと考える。

<木曾委員>

防災マップと亀岡市都市計画マスタープランは別の問題ということか。

<都市計画課長>

93ページに、都市防災の整備方針ということで記載している。個々のエリアについての防災情報は、防災マップを確認いただきたい。

<木曾委員>

市民は、この方針図が出たらそれに基づいて、商業や住宅等の土地利用を考えると
思う。今は異常気象が続く中で、防災と土地利用は一体のものとして考えていかな
ければ、これからの災害を未然に防止できないと思う。防災マップとの関連につい
て、亀岡市都市計画マスタープランの中に、もう少し具体的に示しておいたほうが
よいと考えるがどうか。

<都市計画課長>

93ページに、ハザードマップの明記もしているので、この中で読み取っていただ
き、詳細については、ハザードマップを確認いただきたい。

<木曾委員>

防災は土地利用と関連してくるので、防災マップと合わせて参考資料として示して
いただきたい。市民の命と健康と安全・安心に暮らせる町づくりをするためには必
要なことだと思うがどうか。

<都市計画課長>

必要なことは認識しているので、検討する。

<藤本委員>

全体的に、具体的にどのように進めて行くかが一切記載されていないが、第5次亀
岡市総合計画に沿って、説明していくつもりはないのか。

<都市計画課長>

基本的に亀岡市都市計画マスタープランは、具体的な内容を明記するものではなく、
方針を明記するものであるので、具体的な内容については個別の計画で示していく。

<赤坂委員長>

市民が見れば勘違いするおそれがあるので、説明の仕方を考えていただき、一目で
見て分かるような文言を入れてはどうか。

<都市計画課長>

亀岡市都市計画マスタープランは、都市計画に関する基本的な方針を示すものであ
る。3ページに、亀岡市都市計画マスタープランの位置づけと役割を示しているが、
このような位置づけで計画を立てている。

<赤坂委員長>

誰が見ても分かるようにしていただきたいと思うがどうか。

<まちづくり推進部長>

混乱しないように、誰もが分かりやすい形を検討していく。

<小川委員>

今後の開発の中で、電柱の地中化や環境にやさしい開発をするなどの議論はあった
のか。

<都市計画課長>

城下町では、重要伝統的建造物群保存地区を目指しておられるので、景観を意識し
た電柱の地中化について議論があった。JR亀岡駅北は無電柱化になっており、新
たな面整備を行うところについては、無電柱化をうたっていけばよいのではないか

という議論があった。

14 : 52

[まちづくり推進部退室]

14 : 53

<休憩 14 : 53 ~ 15 : 00 >

[産業観光部入室]

[産業観光部長あいさつ]

3 所管分付託議案再審査（説明～質疑）

（１）第９号議案 川の駅・亀岡水辺公園条例の制定について

[商工観光課長 資料に基づき説明]

<商工観光課長>

川の駅・亀岡水辺公園の展示室の活用については、桂川の舟運の歴史を学んでいただくスペースとして設置していく。図の左側が入り口となっており、入っていただいてパネルやケースを設置し、舟運に関する資料を展示する。また、モニターを設置し、舟運の歴史を映像で見ただけのように考えている。展示物については、亀岡市文化資料館等と調整していくが、展示室は59平方メートルと限られたスペースであるので、入場料は無料としている。学校単位などで学習の場としても借りていただいて、利用してもらえればと考えており、展示室の使用料として定めさせていただいた。展示内容については、定期的に変更し、市内の学校にも繰り返して利用してもらえるように工夫していく。また、当施設が教育旅行を受け入れられるような施設としても活用できればと考えている。舟運の歴史を学んでもらうとともに、アクティビティ体験や自然体験学習、環境学習など、学びと体験ができる場所として発信していく。限られたスペースであるので、多くの方に利用していただけるように、工夫して活用していく。

15 : 05

[質疑]

<藤本委員>

貸出しスペースとして使うのではなく、展示室のレベルアップを図っていただくことが本来の目的であると思うので、貸出しスペースがメインになるような錯覚を受けるので、それを表に出すべきではないと思うがどうか。

<商工観光課長>

展示については、できるだけいろいろなものを展示していき、内容の充実を図っていく。学習の場としても解放していきたいと考えており、料金については別表で定めているが、免除等利用ニーズに応じて対応していく。内容の充実についても、今後十分に検討していく。

<木曾委員>

京都府の補助金が、昨年度と今年度で各300万円ずつあったが、この先どうなるのか。

<商工観光課長>

来年度以降は、補助金をいただける可能性は低いと感じているが、京都府と協議していく。今いただいている補助金は、河川アクティビティの開発に重きをおいた補助金であり、展示室とはかけ離れているので、その点については御理解いただきたい。また、展示の仕方については、京都府と協議する中で、承諾いただいている。

<木曾委員>

あの建物は、京都府から無償譲渡を受けたが、京都府から全て離れたものではなく、5年間ぐらひは、京都府と協議していくと聞いたがどうなのか。

<商工観光課長>

施設の利活用については、京都府と今後も協議していく。展示についても、京都府所有のものを借りるという話も出ている。基本的には、施設そのものを市が管理していくが、建物自体は京都府のものである。何か大きな被害があれば京都府が全て対応するが、軽微な修繕などは亀岡市で対応する。

<木曾委員>

皆さんもあの建物が無償譲渡された時点で、あの建物は亀岡市のものであると理解されていると思うが、そうではなく、貸すことは許可したが、建物そのものは京都府のものであるとお聞きして、それでは少し考え方が違うと思った。そうすれば、今後、あの建物を管理していくにあたって、修繕の問題など補助金をお願いすることは可能になってくると思う。無償譲渡であるので、亀岡市が全部譲り受けて、自由に使えると思っていた。そうではなく、使う権利だけを亀岡市に譲渡して、建物は京都府のものであるということである。無償譲渡の期間はずっと京都府の建物としてやっていくのか。それとも5年ごとぐらひに見直しがされて、最終的に本当の意味で無償譲渡されるのか。好きに使えるならば、このような難しい条例をつくらなくても、もっとオープンに有効に利用していけるのではないのか。

<商工観光課長>

当該施設については、京都府から無償で借りるという契約を当初2年間でさせていただいて、以後継続的に、亀岡市が無償で借りられる。亀岡市としては、指定管理という形で、あくまでも公共的な建物として、管理・運営をしていこうと考えている。この先は、通常4年ごとに契約を更新していくつもりである。

<田中委員>

無償譲渡という説明を聞いていたが、無償貸付けということか。指定管理者でやるのならば、亀岡市がわざわざ貸してもらわなくても京都府が直接やればよい。

<赤坂委員長>

私も無償譲渡だと思っていた。計画については、後ほど議論するということで、先に歴史館についてお願いする。当面はこれで行って、季節ごとにいろいろ変わっていくということか。

<商工観光課長>

市内の学校に、繰り返し活用していただきたいと思うので、展示内容については、定期的に工夫して更新していく。

<赤坂委員長>

ツアーで来られたときの観光学習であったり、バーチャル的な映像を見て、アクティビティに進んだり、総合的にやっていくということか。

<産業観光部長>

そのとおりである。

<赤坂委員長>

先ほど行政報告を受けた、亀岡市都市計画マスタープランにも、川の駅・亀岡水辺公園についての記載があったが、あまり出さないでほしかった。狭くてもやり方はいろいろあるが、場所的に狭すぎるので、あまり大々的に出したいと思う。しかし、試行錯誤してやっていけばそれなりのものになると思う。最終的には、指定管理にして、費用がかかってくるので、それはまた後日委員会で取り上げたいと考えている。

<藤本委員>

無償譲渡と無償貸付けでは全然意味が違う。無償貸付けということであれば、展示室を拡張したいと思ってもできない。

<田中委員>

無償貸付けの契約書の写しを委員会に提出していただきたい。

<赤坂委員長>

契約書は出せるのか。今後も費用がかかっていくので、また委員会で意見交換をさせていただきたい。そのときに契約書を出していただきたい。

<木曾委員>

京都府は、条例をつくって施設を貸し出すことを承諾しているのか。

<商工観光課長>

京都府と調整しているので問題ない。

<菱田委員>

展示室の図案では、モニターの横から人が出入りすることになるが、これではモニターに集中できないことになるがどうか。

<商工観光課長>

創意工夫して、よい方向になるように展示内容の変更に取り組んでいく。

<木曾委員>

条例がいつまでも縛りになって、自由に使えなくなるのではないと思うが、条例を取っ払ってでも自由に使えるようにするべきであると思うがどうか。

<商工観光課長>

条例内容は、今後運用していく中で、必要に応じて見直していきたいと考える。

15 : 28

「きっと、もっと！亀岡」について報告

<商工観光課長>

この事業については、今年度観光庁の補助金をいただいて実施する既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業である。各事業者はこの秋から実施する事業を「きっと、もっと！亀岡」というキーワードで発信し、より効果が上がるように宣伝をする。亀岡市の観光地をつなぐ、亀岡周遊パスがメインとなっており、アプリをダウンロードして、亀岡周遊パスを購入いただくことになる。プレミアム・スタンダード・ライトの3つのコースがあり、プレミアムコースでは、保津川下りとトロッコ列車、路線バス・観光ルートバスがセットになっている。秋から実施するイベントや観光資源を含めて、市内周遊を楽しんでいただければと思っている。

【質疑】

<木曾委員>

10月1日から実施すると記載があるが、10月1日から緊急事態宣言が解除されると見込んで動いているのか。

<商工観光課長>

解除されるということで設定している。状況を見て、10月から発信していく。

<木曾委員>

10月1日から緊急事態宣言が解除されて、引き続きまん延防止等重点措置が出されても、10月1日からこの事業を実施するのか。

<商工観光課長>

状況を見極めて、3密を避けられないものについては見直しが必要になってくると思う。できることを精査して、安全に十分気を付けて事業を実施していく。

<奥野副委員長>

差額については、国から補助が出るのか。

<商工観光課長>

国からの補助金を充てて対応する。

<田中委員>

主催がKITTO MOTTO亀岡事務局となっているが、どこにあるのか。

<商工観光課長>

この事業は市内の交通事業者が実施主体になるが、事務局はJTBが担っている。

<赤坂委員長>

せっかくやるのなら、現地で何かがあるなど考えたほうがよいと思うがどうか。

<産業観光部長>

今回は実証実験ということでやるので、今後の観光行政につなげていけるように取り組んでいく。

<赤坂委員長>

ただバスに乗って、帰るだけではもったいないので、チャンスをつかめるように努力をお願いする。

[産業観光部退室]

【委員間討議】

<赤坂委員長>

川の駅・亀岡水辺公園について、契約書等は10月の月例で提出してもらうこととしてよいか。

<田中委員>

本来なら、契約書を見て、条件がどうなっているのかなどを確認した上でなければ判断できないと思うがどうか。

<木曾委員>

本来は、譲渡を受けたときに、契約書等を委員会に出すべきである。条例を出すときには、しっかりと内容を整理して、必要な書類は提出していただき、審査に望む

姿勢が大事であると思う。委員会としてしっかり言うべきである。田中委員の言われるとおりでと思う。

<赤坂委員長>

最初から、歴史館についての資料が何もなかったし、何も聞かされていなかったということが分かった。

<木曾委員>

舟運の歴史館といろいろなところにうたっているのに、我々が契約書を見ていないということは駄目だと思う。もっとしっかり整理して、やることをやって審査に望める姿勢にもっていかなければならないと思う。無償譲渡でもらったと思っていたのに、貸しているだけだと分かり、何のためにあの施設を建てたのか分からなくなった。もっとしっかりと説明しなければ駄目だと思う。亀岡市に不利益が被らないように、また、応分の負担をできるだけ減らしていき、使用料などで賄えるようにしていかなければならないと思う。市民の税金を使うのだからそのように整理していかなければならない。もう少し委員会に望む姿勢を考えていただきたい。

<田中委員>

無償貸付けの契約があるのなら、その契約書を見せていただき、それに基づいて審査をしていくのが基本だと思う。後で何かがあったときに、委員会で何をしていたのかとなりかねない。この計画だけを見ていたら、指定管理を受ける事業所は大変だと思う。展示の計画自体も具体的に何も分からない。条例施行が来年の4月からなので、12月議会で可決しても十分間に合うと思う。私は、今議会では継続審査にしていくのが委員会の責任としてもよいと考える。

<藤本委員>

契約書をしっかり確認もせずに、条例を通したとなれば市民に説明がつかない。本来なら契約書を確認した上で、採決を取るべきである。24日の予備日に、契約書を見せていただき、採決を取るか、急がないのなら、そのまま継続審査にするべきである。

<赤坂委員長>

展示室の内容についてはこれでよいが、何の報告もなく勝手に進んでいることが問題である。

<菱田委員>

24日の予備日を使って、契約書を見せていただいて、詳しく京都府との関係を明示していただいて、審査したほうが議会の役割を果たせると思う。

<小川委員>

24日に可能ならもう一度説明いただきたい。

<奥野副委員長>

条例を出してきた以上は、もう一度しっかりと説明いただきたい。

<木曾委員>

私はこの条例に反対しているわけではないが、出てきた過程も含めて不自然な形で出てきていると思う。理事者はしっかりと審査に臨まなければならない。我々はチェック機関としてしっかりとただしていかなければならないと考える。

<赤坂委員長>

24日に再度説明いただくように依頼する。契約書も含めて今後の指定管理にあたって、どのように考えているのか事業計画等を聞いて、それでも駄目なら継続審査にするとしてよいか。

(全員了)

散会 ～ 16 : 00